

令和3年8月20日

## まちづくり委員会資料

所管事務報告

令和2年度 川崎市住宅供給公社「経営改善及び連携・活用に関する  
取組評価」について

**資料1** 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」  
(川崎市住宅供給公社)

**参考資料1** 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組  
評価」について

**参考資料2** 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組  
評価」の審議結果について

まちづくり局

# 経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (令和2(2020)年度)

<b>法人名(団体名)</b> 川崎市住宅供給公社	<b>所管課</b>	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
---------------------------	------------	--------------------

## 1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

### 本市施策における法人の役割

「川崎市住宅基本計画」の政策の理念「すべての市民が安心し、ゆとりを持って、共に住み続けられる活力ある持続可能な地域社会の実現」において、公社の役割を次のとおり位置付けています。

- ・住宅政策実施のパートナーとしての役割
- ・まちづくり施策と連携した事業展開
- ・NPO等の中間支援組織としての機能・役割の重視
- ・コラボレート機能の強化
- ・健全な住宅市場の育成に向けた住情報拠点としての役割

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	基本政策	施策
		生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備
	分野別計画	川崎市住宅基本計画	

### 4力年計画の目標

「川崎市住宅基本計画」に位置づけられた公社の役割を踏まえ、「市営住宅管理事業」「パートナーシップ事業」「賃貸住宅管理事業」を効率的かつ効果的に実施します。

- ・川崎市の管理代行者として適切な入居管理を行い、また、住宅管理事務の効率化や市民サービスの向上に取り組み、市の住宅施策と連携した「市営住宅管理事業」を推進します。
- ・川崎市との連携及び公社独自の取組を付加した「パートナーシップ事業」の推進を図ります。
- ・公社管理物件の高い入居率を維持し、適切な管理を実施することにより、「賃貸住宅管理事業」を実施し、経営基盤の充実・強化を図ります。

## 2. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	市営住宅管理事業	長期空家の戸数	戸	167	107	19	a	A	I
		市営住宅等使用料収納率の向上	%	98.85	99.34	99.46	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	3,370,937	3,544,650	4,258,461	4)	(2)	
②	パートナーシップ事業	パートナーシップ事業として実施する事業数	事業	5	5	3	c	C	II
		すまいの相談窓口における専門相談先等へのマッチング件数	件	209	220	490	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	26,921	26,248	12,665	1)	(2)	
③	賃貸住宅管理事業	公社管理物件への入居率	%	94.5	94.5	96.5	a	A	I
		事業別の行政サービスコスト	千円	19,120	3,615	3,330	1)	(1)	

### 3. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	経営基盤安定化に向けた個人情報資産の保全の取組	プライバシーマークの取得及び運用	-	プライバシーマーク取得に向けた方針決定	プライバシーマーク運用	プライバシーマーク運用	a	B	I

### 4. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	コンプライアンス	コンプライアンスに反する事案の発生件数	件	0	0	1	d	E	Ⅱ
②	人材育成	人材育成計画に基づく研修への参加率	%	62.7	70.0	100.0	a	A	I

(※1)【 a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1. 実績値が目標値の100%未満、2. 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3. 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4. 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、Ⅲ. 状況の変化により取組を中止】

## 本市による総括

### 各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【令和元(2019)年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】

川崎市と住宅政策を連携して実施するパートナーとしての役割を推進するため、市営住宅や公的賃貸住宅等の住宅の管理業務を適切に実施しながら、住まいに関する相談窓口をはじめとした川崎市の施策に関連した事業を実施し、「川崎市住宅基本計画」に位置づけられた公社の役割を果たしました。  
また、プライバシーマークの更新に向け、策定した個人情報保護マネジメントシステムを運用することで個人情報の適正な管理を行うように努めるとともに、業務の効率化を図るために組織体制の見直しを行いました。

【令和2(2020)年度取組評価における総括コメント】

- 本市施策推進に向けた事業取組のうち、「パートナーシップ事業」については、市からの委託事業の終了により一部目標未達成となっておりますが、それ以外の事業については、目標を概ね達成していることから、「川崎市住宅基本計画」に位置づけられた公社の役割を踏まえて事業の実施ができたものと考えています。
- 経営健全化に向けた取組については目標を達成していますが、業務・組織に関する取組の「コンプライアンス」について、書類の誤送付という事案が発生しているため、事務処理方法の見直しや職員への研修等を確実に実施するなど再発防止に努めていただきたいと思います。
- 今後も引き続き、市と住宅政策を連携して実施する重要なパートナーとして、住まいや住環境の質の向上に向けた先導的な取組の実施、住宅事業者としてのノウハウを活かした、地域に根差した実施主体としての住まいに関する施策推進等について期待します。

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

## 2. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和2(2020)年度)

事業名	市営住宅管理事業
<b>計 画 (Plan)</b>	
指標	市営住宅等に係る適切な入居管理及び使用料収納率の向上
現状	市営住宅等における大規模修繕等の計画的な維持管理や効果的な入居・管理体制の導入及び的確な滞納対策の実施による適正な債権管理等の課題を踏まえ、公営住宅法に基づき、住宅困窮世帯等に対する適切な市営住宅の提供を図ることが求められています。なお、空家に関しては、過去1年間で平均9倍程度の募集倍率がある一方で、1年以上入居者が決まらない空家も一定数あることが課題となっています。
行動計画	川崎市の管理代行者として、公営住宅法に基づき中立・公平な立場に立ち、真に住宅に困窮している世帯に対して多くの入居機会が与えられるように、適切な入居管理を行います。また、これまでの管理ノウハウを活かし、適切な修繕・維持管理を進めるとともに、住宅管理事務の効率化や市民サービスの向上に取り組み、市の住宅施策と連携した「市営住宅管理事業」を推進します。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市営住宅管理業務仕様書等に基づき、市営住宅維持管理業務、市営住宅修繕業務を効率的かつ適正に実施します。</li> <li>・入居者募集業務については、令和元年度から実施している年4回の定期募集及び申込順で入居者を募る常時募集を継続して実施することにより、空家期間の短縮に努めます。</li> <li>・滞納整理業務については、電話、戸別訪問、面談等により滞納者の属性、家族構成、生活や収入の状況等を把握し、使用料の納付を継続できるかを判断のうえ、必要に応じ福祉部門とも連携のうえ、入居者に寄り添ったきめ細やかな対応を行います。また、毎月の収納を確実にするため、口座振替の推進、生活保護世帯には代理納付制度の案内や収入申告書の提出を働きかけることにより、滞納金額及び期間を縮減することで収納率の向上に努めます。</li> <li>・単身死亡や承継無資格等の未手続案件への早期対応と迷惑行為者に対する是正指導を強化し、市営住宅の使用の適正化を図ります。</li> </ul>

## 実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p><b>【指標1関連】</b> 長期空家については、常時募集住戸を毎週追加等することにより更新しつつ、専用ホームページに写真・案内図・間取図入りで掲載する等、常時募集の取組を継続して実施することにより、縮減に努めました。</p>
	<p><b>【指標2関連】</b> 次の取組により、滞納金額の縮減及び滞納期間の短縮に努めました。</p> <p>1 滞納の未然防止の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居手続時等に、口座振替による使用料の納付を指導するほか、生活保護受給者には代理納付制度の活用を促しました。</li> <li>・入居者には、収入申告書の未提出、減免申請書の更新漏れ等による使用料の高額化を防止するため、電話、文書及び戸別訪問により提出を促しました。</li> <li>・その他、保護課、高齢障害課、地域包括支援センター等に、代理納付促進、情報共有、要提出書類の催告等の連携を依頼しました。</li> </ul> <p>2 滞納者に対する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1か月の使用料滞納者には、滞納の事実が判明次第、電話及び戸別訪問により使用料の支払催告及び納付書払いから口座振替に切替を促し、滞納の早期解消及び今後の滞納防止に取り組みました。</li> <li>・2か月以上の使用料滞納者には、日中の電話や戸別訪問によるほか、夜間及び休日に電話や戸別訪問を行い、滞納の長期化を防止しました。また、生活状況、収支状況等を詳細に把握し、必要に応じて福祉部門とも連携して対応する等、入居者に寄り添ったきめ細やかな対応により、滞納の計画的な解消に取り組みました。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期募集については、年4回(6・9・12・3月)の募集を行い、申込機会の拡大及び空家期間の短縮を図りました。</li> <li>・承継無資格等の未手続案件には、電話、文書、戸別訪問等を行い、市と連携して早期の解消に努めました。</li> <li>・迷惑行為者には、訪問による個別指導のほか、自治会や福祉部局と連携して対応を図りました。</li> <li>・川崎市営住宅管理業務仕様書等に基づき、エレベーターの保守点検、給水設備の管理、法定点検等の市営住宅維持管理業務や外壁改修工事等の大規模修繕、空家修繕等の市営住宅修繕業務を適正に実施しました。</li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定期募集の申込みや収入申告書の提出等、窓口混雑が予想される手続きは、原則として窓口受付から郵送申請に切り換え対応しました。</li> </ul> <p>なお、窓口に来社される方に対しては、事務所窓口における感染防止策(換気、入室時のマスク着用・体温確認・アルコール消毒の依頼、アクリル板設置、定期的な消毒、地区別分散来社の依頼による窓口混雑の緩和等)を行い、業務を実施しました。</p>

## 評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	長期空家の戸数	目標値	/	147	127	107	87	戸
	説明 募集したにも関わらず、1年以上空家となっている市営住宅の住戸の戸数	実績値	167	165	48	19		
2	市営住宅等使用料収納率の向上	目標値	/	99.2	99.27	99.34	99.41	%
	説明 住宅使用料(現年度分)の収納率 ※個別設定値:99.07(過去の平均値)	実績値	98.85	99.17	99.44	99.46		

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	

### 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1】  
 長期空家戸数を縮減させるため、過去の住宅ごとの応募倍率等を勘案して定期募集及び常時募集に募集住戸を分散して公募等を行った結果、令和元年度末時点で48戸あった長期空家に43世帯が入居(定期募集28戸、常時募集12戸、罹災者用一時使用3戸)し、また、1戸は解雇等により住居の退去を余儀なくされた方への一時使用住戸として確保したため、令和2年度末時点の長期空家戸数は、令和2年度に辞退等により新たに発生した15戸と合わせて19戸となりました(令和元年度から繰り越した4戸も辞退等による。)  
 なお、令和2年度の常時募集の取組実績は、募集84戸に対して78世帯の入居となっています(年度末時点における手続中を含む。前年度は、募集164戸に対して147世帯が入居。)

【指標2】  
 滞納の未然防止の取組や滞納者に対するきめ細やかな取組により、滞納者数の減少及び当年度収納率の向上を図ることができました。  
 (参考)2月分使用料督促状発送件数は、対前年同月比160件減

 本市 による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
	A	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	指標1については、年間を通じて常時募集を行った結果、長期空家を削減することができ、指標2については、滞納の未然防止の取組や滞納者に対するきめ細やかな取組により、滞納者数の減少、当年度の収納率の向上を図ることができたため。

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	/	3,544,650	3,544,650	3,544,650	3,544,650	千円
	説明 市からの委託費計	実績値	3,370,937	3,576,673	4,097,587	4,258,461		

### 法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

令和2年度は平成29年度実績値と比較して修繕・施設維持費が83,738千円増加したこと等により、市からの委託費が増加しています。この要因については、建物の老朽化に伴い実施する大規模修繕工事の増加(平成29年度比、外壁・屋上防水改修工事:8棟→19棟、手すり改修工事:6棟→17棟)や、建築改修工事の物価上昇(6.7%)、消費税率の引き上げ等が挙げられますが、空家修繕項目等の見直しを図り、修繕費の削減に努めました。

 本市 による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
	(2)	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	・長期空家の戸数及び市営住宅等使用料収納率は目標値を達成しました。 ・行政サービスコストの目標値を超えましたが、増加コストは建物の老朽化に伴う大規模修繕工事件数の増加、物価上昇による工事単価の増等によるものであり、市営住宅維持管理業務、市営住宅修繕業務を効率的かつ適正に実施したと評価しました。

## 改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
I	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	空家数及び空家期間の縮減により市営住宅の効率的な活用を図るため、年4回の定期募集及び通年の常時募集を継続して実施します。 また、使用料の収納率向上のため、滞納の未然防止措置、滞納者には滞納期間等に応じたきめ細やかな取組等を継続して行い、収納率の更なる向上に努めます。 なお、行政サービスコストについては、引き続き国庫補助対象事業である大規模修繕費等の増加が見込まれますが、空家修繕費の修繕項目等の見直しを継続することで、コストの削減に努めます。

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和2(2020)年度)	
事業名	パートナーシップ事業
計 画 (Plan)	
指標	パートナーシップ事業として実施する事業数、すまいの相談窓口における専門相談先等へのマッチング件数
現状	「空き家の増加」や「住宅確保要配慮者の増加」などの住宅政策を取り巻く現状と今後重視すべき課題を踏まえ、「既存住宅の活用強化と流通促進」や「重層的セーフティネットの構築」等に向けた取組が必要となっています。平成29(2017)年度時点で、「居住支援事業」「すまいの相談窓口業務」「居住支援協議会事務局業務」「リノベーションまちづくりに関する業務」「空き家活用モデル事業」を実施しており、本市施策展開と連携して事業が変更されることとなります。
行動計画	住宅政策を川崎市と連携して実施するパートナーとして、市民の多様なニーズに応えるため、公共と民間の中間的組織としての特性を活かし、川崎市との連携及び公社独自の取組を付加した「パートナーシップ事業」の推進を図ります。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市の住宅施策の推進に向け、パートナーシップ事業内の各事業については川崎市と連携を図りながら適正な実施・運営を行います。</li> <li>・すまいの相談窓口については、川崎市居住支援協議会の相談窓口としての役割も担いつつ、住まいに関する総合相談窓口として、川崎市の関係部署や他の団体との連携を図りながら更なる相談体制の充実に努めていきます。</li> </ul>

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>川崎市のまちづくり施策の推進のため、次の業務を適切に実施・運営しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「居住支援制度及びあんしん賃貸支援事業」</li> <li>・「すまいの相談窓口業務」</li> <li>・「居住支援協議会事務局業務」(川崎市まちづくり局住宅整備推進課との共同事務局)</li> </ul> <p>なお、平成29年度時点では5つの事業を受託していましたが、令和2年度時点では2つの事業(リノベーションまちづくりに関する業務(平成30年度終了)、川崎市空家活用等モデル事業(令和元年度終了))が終了しています。</p> <p>【指標2関連】</p> <p>すまいの相談窓口で川崎市居住支援協議会の入居支援相談窓口業務を実施するとともに、相談者宅へ訪問する等の同行支援を実施しました。</p> <p>住まい探しの相談については、川崎市居住支援協議会の会員である不動産団体の協力のもと、区役所等の福祉部局や関係機関(地域包括支援センター、だいJOBセンター等)と連携を図り、相談者の希望する住み替え先や、課題解決に必要な適切な相談先を紹介することができました。</p> <p>すまいの相談窓口の機能充実に向けて、すまいの相談窓口からの連携先となる居住支援サポート店を増強して、入居支援体制の強化を図りました。また障害者支援団体と不動産事業者との意見交換会を開催することを通じて相互の課題の再認識を行いました。空き家の相談についても、専門家団体等を紹介し、適切な相談対応を実施することができました。</p> <p>【その他】</p> <p>空き家活用等マッチング制度の構築を川崎市が行うにあたり、公社が昨年まで取組んでいたモデル事業の経験を参考にするため、川崎市とのコーディネーター派遣に関する検討会に参加し、制度の構築に向け協力しました。</p>

## 評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	パートナーシップ事業として実施する事業数	目標値	/	5	5	5	5	事業
	説明 川崎市からの受託事業や自主事業として実施・運営するパートナーシップ事業数 ※個別設定値: 4 (現状値の95%)	実績値	5	5	4	3		
2	すまいの相談窓口における専門相談先等へのマッチング件数	目標値	/	220	220	220	220	件
	説明 相談内容に沿った専門相談先へのマッチング件数	実績値	209	296	492	490		

指標1 に対する達成度	<b>C</b>	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	<b>a</b>	

### 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1】  
令和元年度で川崎市からの委託期間が終了した事業が1事業あったため、令和2年度のパートナーシップ事業として実施した事業数は3事業になってしまいましたが、継続して実施した事業については、適正な業務執行に努めました。

【指標2】  
すまいの相談窓口の認知度をさらに向上するため、ホームページでの周知やリーフレットの配布、自立支援協議会等の関係機関の打合せに出席し、窓口の説明等の広報活動を継続した結果、相談件数は令和元年度とほぼ同じ件数になりました。また、必要な支援先と連携することで、円滑かつ適切に相談先を紹介することができました。

<div style="font-size: 24px; color: green;">➔</div> 本市による評価	達成状況	区分 A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	<b>C</b>	区分選択の理由 パートナーシップ事業の実施事業数は、市からの委託事業の減により目標値を下回ったものの、すまいの相談窓口におけるマッチング件数は、不動産団体や関係機関との連携により目標値を大幅に上回る実績件数を達成し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保等に寄与したため。
---	------	--	----------	--

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	/	26,248	26,248	26,248	26,248	千円
	説明 市からの委託費計	実績値	26,921	28,605	18,002	12,665		

行政サービスコストに対する達成度	<b>1)</b>	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上
------------------	-----------	--

### 法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

「居住支援制度及びあんしん賃貸支援事業」「すまいの相談窓口業務」について、予定通りの委託費内で実施しました。なお、令和元年度で「川崎市空家活用等モデル事業」に関する業務が終了したため、市からの委託費が減少しました。  
また、居住支援協議会事務局業務は、市からの委託事業ではないため、市からの委託費に含まれていません。

<div style="font-size: 24px; color: green;">➔</div> 本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)	区分 (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	<b>(2)</b>	区分選択の理由 行政サービスコストの目標値の範囲内での事業執行とともに、住宅政策を川崎市と連携して実施するパートナーとして、市民の多様なニーズに応えるために、公共と民間の中間的組織としての特性を活かして事業を実施したため。
---	---	--	------------	--

## 改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
<b>II</b>	I	現状のまま取組を継続
	II	目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続
	III	状況の変化により取組を中止

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

## 2.本市施策推進に向けた事業取組③(令和2(2020)年度)

事業名	賃貸住宅管理事業
<b>計 画 (Plan)</b>	
指標	住宅供給公社が管理している賃貸住宅について、現在の良好な状態を維持していることがわかる指標
現状	住宅供給公社が管理している賃貸住宅については、公的賃貸住宅として子育て世帯や高齢者世帯住宅として有効活用されています。引き続き、市民ニーズに合致した住宅政策実施のパートナーとして住宅供給公社の管理する良質な住宅について求められる役割は大きくなっていくと考えています。 一方で、管理している賃貸住宅の築年数は15年を経過している物件が多く、現在の高い入居率を維持していくためには設備のリニューアル等の空家対策に取組んでいく必要があります。
行動計画	公社管理物件の高い入居率を維持し、適切な管理を実施することにより、現在の状態を維持します。
具体的な取組内容	・高い入居率の維持に向けた取組として、公社ホームページにおける空室情報の更新、大手ポータルサイト(SUUMO/HOME'Sなど)への空室情報の掲載、WEB広告の配信及び協力不動産店への入居あっせん協力依頼等を引き続き行っていきます。また、建物については、エントランス周りの改修及び室内のリノベーションを実施し、物件力の維持に取り組んでいきます。

## 実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 公社ホームページ及びポータルサイト(SUUMO、HOME'S)に空室情報の掲載を行い、賃貸住宅市場へPRをしました。併せてWEBユーザーへのPRとしてリスティング広告を配信し、情報発信の強化を図りました。 また、定期的に公社が管理する賃貸住宅の空室情報を民間協力不動産店に提供し、新規入居者斡旋の協力依頼の強化を図りました。 公社所有物件においては、入居促進対策として、室内のリノベーションを実施し、早期の成約を達成することができました。</p> <p>【その他】 賃貸管理事業について、特定優良賃貸住宅の家賃助成に係る必要書類の作成やデータベースの維持管理に関する業務を実施しました。特定優良賃貸住宅の供給計画の認定を受けた公的賃貸住宅への家賃助成等の補助金については、認定事業者から委任を受けて補助金の交付申請に必要な各種手続きを行いました。</p>
----------------	--



## 評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	公社管理物件への入居率	目標値	94.5	94.5	94.5	94.5	94.5	%
	説明 公社管理の賃貸物件への入居率 ※個別設定値:92.8(過去の平均値)	実績値		94.5	95.2	97.4	96.5	

指標1  
に対する達成度

a

- a. 実績値が目標値以上
- b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満
- c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満
- d. 実績値が目標値の60%未満

※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

### 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1】

新規入居希望者向けに公社ホームページ及びポータルサイト(SUUMO、HOME'S)からの空室情報の発信や民間の協力不動産店に仲介依頼を強化する等、賃貸住宅市場への露出効果を高めることと併せ、建物については、エアコン及び温水洗浄便座の設置や間取り変更を伴う室内リノベーションを行うことで、高い入居率を維持することができました。

本市  
による評価

区分	区分選択の理由
<p>達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A. 目標を達成した</li> <li>B. ほぼ目標を達成した</li> <li>C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった</li> <li>D. 現状を下回るものが多くあった</li> <li>E. 現状を大幅に下回った</li> </ul>	<p>A</p> <p>積極的な広報や民間不動産店との連携、リノベーション工事等を実施した結果、入居率が目標値を上回る96.5%を達成し、公社管理物件の入居率維持と適切な管理に寄与したため。</p>

### 行政サービスコスト

		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	19,120	12,581	6,777	3,615	2,193	千円
	説明 市からの委託費・補助金計	実績値		12,580	6,620	3,330		

行政サービスコスト  
に対する  
達成度

1)

- 1). 実績値が目標値の100%未満
- 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満
- 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満
- 4). 実績値が120%以上

### 法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

賃貸管理事業に係る市からの補助金である特定優良賃貸住宅住宅管理費助成金については、適正な補助金額の算定を行いました。また、市からの委託費に該当する特定優良賃貸住宅等の一部業務委託については、適切な業務を実施しました。

なお、特定優良賃貸住宅住宅管理費助成金は、平成9年度末までに供給計画の認定を受けた特定優良賃貸住宅に対し、管理開始から20年間、管理費を助成するもので、補助対象となる住宅の減少に伴い、市からの補助金額が減少しました。(令和3年度当初の助成金対象住宅は、平成13年7月管理開始の1住宅だけであり、その住宅も令和3年6月に制度終了を迎えます。)

本市  
による評価

区分	区分選択の理由
<p>費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1). 十分である</li> <li>(2). 概ね十分である</li> <li>(3). やや不十分である</li> <li>(4). 不十分である</li> </ul>	<p>(1)</p> <p>行政サービスコストの目標値の範囲内で、公的賃貸住宅管理事業を実施するとともに、公社管理物件について指標を上回る入居率を維持したため。</p>

## 改善 (Action)

実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>I. 現状のまま取組を継続</li> <li>II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続</li> <li>III. 状況の変化により取組を中止</li> </ul>	I

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

### 3. 経営健全化に向けた取組①(令和2(2020)年度)

項目名	経営基盤安定化に向けた個人情報資産の保全の取組
<b>計 画 (Plan)</b>	
指標	プライバシーマークの取得に向けた社内体制の整備及び更新に向けた継続維持
現状	住宅供給公社は、住宅(公社や民間オーナーが所有する賃貸住宅や市営住宅)の管理を経営の主軸として運営を行っており、公社経営基盤の安定化や健全化を図るためにはオーナーの信頼を得て管理物件数を維持し続けることが必要になります。賃貸住宅を管理する上で個人情報や特定個人情報について、公的団体としての信頼性だけでなく、民間の不動産事業者と同レベルでの管理を行っていることは対外的にアピールできることから、平成31年度中のプライバシーマーク取得について機関決定をしました。
行動計画	個人情報保護対策の充実に向け、プライバシーマークの取得を行い、また、取得後の運用を適切に行います。(2年毎に更新)
具体的な取組内容	<p>・令和3年度のプライバシーマーク更新に向け、令和元年度に社内で構築した個人情報保護マネジメントシステム(PMS)で定めた運用を継続的に行っていきます。</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令一覧表及び個人情報管理台帳の更新</li> <li>・リスク分析表の見直し</li> <li>・委託先の管理</li> <li>・職員教育</li> <li>・内部監査</li> <li>・代表者による見直し等</li> </ul>

### 実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>令和3年度のプライバシーマーク更新に向け、令和元年度に社内構築した個人情報保護マネジメントシステム(PMS)に基づいた取組を実施しました。</p> <p>1法令一覧表及び個人情報管理台帳の更新:令和2年6月実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公社が遵守すべき法令の改正状況や管理している個人情報の種類等について更新を行いました。</li> </ul> <p>2リスク分析表の見直し:令和2年10月実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を管理している間、想定される個人情報の流出リスクを洗い出し、リスクに対してどのような対応を行っているか見直しを行いました。</li> </ul> <p>3委託先の管理:令和2年8月実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者等の個人情報を扱う委託業者に対し、個人情報が適切に管理されているかの確認を行いました。</li> </ul> <p>4職員教育:令和2年11月実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施しました。また、研修の後にはテストを行い、研修内容の理解度の把握を行いました。</li> </ul> <p>5内部監査:令和2年10月実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PMSが適切に運用できているかチェックするするための内部監査を行いました。</li> </ul> <p>6是正処置:令和3年1月実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書類の誤送付という事故発生を受け、今後同様の事故を起こさないために、事故原因の特定や再発防止策の策定等の運用方法の見直しを行い、職員へ周知をするとともに、再発防止策を徹底するよう指示しました。</li> </ul> <p>7代表者による見直し:令和3年2月実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査の結果やPMSの運用状況を基に、令和2年度の取組状況と今後の方針について確認を行いました。</li> </ul>
---------------	--

## 評価 (Check)

経営健全化に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	プライバシーマークの取得及び運用	目標値	/	取得に向けた社内体制の整備	プライバシーマーク取得	プライバシーマーク運用	プライバシーマーク更新	-
	説明 プライバシーマーク取得に向けた取組及び運用	実績値	プライバシーマーク取得に向けた方針決定	取得に向けた社内体制の整備	プライバシーマーク取得	プライバシーマーク運用		
<b>指標1 に対する達成度</b>		<b>a</b>	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満  ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					

### 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1】  
 令和元年度に策定した個人情報保護マネジメントシステム(PMS)の運用として計画した、情報資産の適切な管理、管理体制等の見直しや内部監査について、実施しました。  
 また、個人情報の誤送付という事故発生を受け、事故原因の特定や今後同様の事故を発生させないための再発防止策の策定等の是正処置を行い、同様の事故が発生しないよう対応しました。

	区分	区分選択の理由
<div style="background-color: #8bc34a; color: white; padding: 10px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">                         本市による評価                     </div>	<b>達成状況</b> A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	<b>B</b> 個人情報保護マネジメントシステム(PMS)を計画通りに運用しています。 令和3年1月に発生した書類の誤送付について、事故原因の特定、事務処理方法の見直しを行う等、再発防止策を徹底しています。

## 改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	<b>I</b>	令和3年度はプライバシーマークの更新を予定しているため、引き続き、個人情報保護マネジメントシステム(PMS)に基づく運用を公社全体で進めながら、必要に応じて、運用体制の見直し等を図ります。

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

## 4. 業務・組織に関する取組①(令和2(2020)年度)

項目名	コンプライアンス
<b>計画 (Plan)</b>	
指標	コンプライアンスに反した事案件数
現状	住宅供給公社は、平成29年度はコンプライアンスに反した事案は発生していません。今後も住宅供給公社としての役割を踏まえながら適切な事業実施を行ってまいります。
行動計画	コンプライアンスに反した事案を発生させません。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスに反するような事故を起こさないよう、倫理規程の遵守や内部統制の徹底等を図ります。</li> <li>・職員に対して、社内で定めた再発防止策を徹底するとともに、日ごろから研修等を通して個人情報の適切な管理について意識の向上に努めています。</li> </ul>

## 実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>コンプライアンスに反する事故を起こさないよう業務を実施しましたが、市営住宅入居者宛の書類を誤って別の入居者に送る事故を起こしてしまいました。</p> <p>個人情報を送付する際の運用方法を見直し、また、職員に対して周知・指導を徹底し、再発防止に努めました。</p>
---------------	--

## 評価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	コンプライアンスに反する事案の発生件数	目標値	0	0	0	0	0	件
	説明 コンプライアンスに反する事案の発生した件数	実績値	0	1	0	1		
<b>指標1 に対する達成度</b>		<b>d</b>	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					

### 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

【指標1】  
 (事故の概要)  
 令和3年1月、職員が市営住宅入居者宛に書類を郵送後、別の入居者から自分宛の郵便物を開封したところ他人の書類が入っていたとの連絡が入り、誤送付が判明しました。  
 (事故の原因)  
 住宅供給公社職員が宛名ラベルを印字する際、誤って送付先と異なる棟番号を入力し、印字された宛名ラベルを確認せず、また他の住宅供給公社職員にチェックを依頼せず封筒に封入したことが原因です。また、市営住宅システムから1号棟のデータを出力するには、棟欄に「01」と入力する必要があり、「1」と入力すると「10」と認識してしまう場合があることも原因のひとつと考えております。  
 (発生後の対応)  
 入居者からの連絡を受け、業務の委託者である川崎市に報告を行いました。その後、誤送付先の入居者宅に訪問し説明・謝罪の上、書類を回収し、本来の送付先の入居者宅を訪問し、経緯を説明し謝罪の上、書類を手渡しました。  
 (再発防止対策)  
 以下の再発防止策を講じ実施しています。  
 ・書類を郵送する際は封をする前に中の書類の宛先と宛名ラベルが一致していることを複数名で確認する  
 ・メール送付の際は、入力したアドレスに間違いがないか複数名で確認する  
 また、技術的な改善として、市営住宅システムの改修を要望しています。

<b>本市による評価</b>	<b>達成状況</b>	<b>区分</b> A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	<b>E</b>	<b>区分選択の理由</b> コンプライアンスに反する事案を発生させてしまったため。プライバシーマークを取得し運用する中で、書類の誤送付が発生したことを重く受け止め、再発防止を徹底するよう住宅供給公社に指示するとともに、再発リスク軽減のため、市営住宅システムの改修を予定しています。
----------------	-------------	---	----------	--

## 改善 (Action)


実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	<b>II</b>

法人名(団体名)	川崎市住宅供給公社	所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
----------	-----------	-----	--------------------

業務・組織に関する取組②(令和2(2020)年度)	
項目名	人材育成
計画(Plan)	
指標	人材育成計画に基づく研修実施による住宅供給公社職員のスキルアップ
現状	住宅供給公社では、平成29年3月に策定された人材育成計画に則り、限られた人員でより効率的な業務が実施できるよう研修等により人材育成を図っています。
行動計画	人材育成に対して効果的な研修を計画し実施します。
具体的な取組内容	・平成29年3月策定の人材育成計画による、めざすべき職員像を踏まえ作成した「令和2年度研修計画」を、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部形式、時期等を変更しながら、計画に準じた内容で実施いたします。

実施結果(Do)	
業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>川崎市住宅供給公社人材育成計画に掲げるめざすべき職員像「住まいるづくりのプロとして、自ら考え、未来を描き、実現する元気な職員」の実現に向け、令和2年度は次の研修を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階層別研修:「ハラスメント予防研修」(管理職及び相談担当者対象)</li> <li>・テーマ別研修:「建物設備管理研修」</li> <li>・特別研修:「個人情報保護・プライバシーマーク研修」</li> </ul> <p>また、一般社団法人全国住宅供給公社等連合会によるオンライン研修、一般社団法人日本経営協会による「公営住宅の管理・滞納家賃回収・不当行為等への対応実務研修」、株式会社社会空間研究所による「賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会」等にも参加し、職員の知識・能力の向上を図りました。</p>

評価(Check)							
業務・組織に関する指標	目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 人材育成計画に基づく研修への参加率	目標値		65.0	65.0	70.0	70.0	%
	説明 常勤正規職員及び契約社員の研修への参加率	実績値	62.7	100.0	100.0	100.0	
指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)							
<p>【指標1】</p> <p>個人情報保護研修はコロナ禍においても全職員が受講できるよう工夫し、研修後の効果測定により完了を確認しました。また、専門知識の習得や法改正への対応として、外部研修を積極的に活用し職員のスキルアップに努めました。</p>							

	<b>達成状況</b>	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	<b>A</b> 効果的な研修を計画・実施し、研修への参加率も100%となり、目標値を上回ったため。

改善(Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I 令和3年度以降も川崎市住宅供給公社人材育成計画に基づき、研修計画を策定し人材育成に取り組みます。

**●法人情報**

**(1)財務状況**

収支及び財産の状況(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
<b>損益計算書</b>	営業収益	4,091,409	4,500,473	4,694,546	
	営業費用	3,857,923	4,311,676	4,493,163	
	営業損益	233,485	188,797	201,383	
	経常損益	225,172	176,407	194,912	
	当期損益	225,172	176,407	194,912	
<b>貸借対照表</b>	総資産	13,400,107	14,052,342	15,305,523	
	流動資産	3,362,614	3,773,970	4,851,114	
	固定資産	10,037,493	10,278,372	10,454,409	
	総負債	3,251,686	3,727,514	4,785,783	
	流動負債	795,178	1,259,188	2,273,424	
	固定負債	2,456,508	2,468,326	2,512,359	
	純資産	10,148,421	10,324,828	10,519,740	
	資本金	10,000	10,000	10,000	
剰余金等	10,138,421	10,314,828	10,509,740		

<b>エラーチェック</b>	OK	OK	OK	OK
----------------	----	----	----	----

本市の財政支出等(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
補助金		10,574	4,650	1,608	
委託料		3,607,284	4,117,558	4,272,848	
指定管理料					
貸付金(年度末残高)					
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)					
出資金(年度末状況)		10,000	10,000	10,000	
(市出資率)		100.0%	100.0%	100%	

財務に関する指標		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		422.9%	299.7%	213.4%	
純資産比率(純資産/総資産)		75.7%	73.5%	68.7%	
純資産利益率(当期損益/純資産)		2.2%	1.7%	1.9%	
総資産回転率(営業収益/総資産)		30.5%	32.0%	30.7%	
収益に占める市の財政支出割合 (補助金+委託料+指定管理料)/営業収益		88.4%	91.6%	91.1%	

**法人コメント**

現状認識	今後の取組の方向性	本市コメント
<p>市からの委託費については、市営住宅修繕費(大規模修繕や小規模修繕)が大部分(約87%)を占めております。この修繕費については実費精算を行っているため、公社収益には含まれておらず、市営住宅修繕費を除いた場合の「収益に占める市の財政支出割合」は、11.8%となります。</p> <p>また、純資産比率や流動比率が令和元年度に比べて下がっておりますが、市営住宅修繕費の増加に伴い、年度末時点での未払分が増え、流動負債が増加したことによるものであり問題はないと認識しております。</p>	<p>所有する賃貸住宅については、引き続き、資産価値を下げないようノベーション計画等を検討し、適切な時期に実施していくことで、安定的な自主財源の確保につなげていきます。</p> <p>今後も業務改善等を図り安定的な財務状況を目指してまいります。併せてパートナーシップ事業等の収益性が低いながらも公益的な事業については、公社が一部費用を負担しながら実施していくことで市民への還元を図ってまいります。</p>	<p>市営住宅の修繕費が増加し、収益に占める市の財政支出割合が高くなっていますが、修繕費は実費精算のため公社収益に含まれていません。</p> <p>また、大規模修繕による未払金の増加に伴う流動比率の低下がみられますが、経常損益はプラスとなり、健全な経営を維持していると判断しています。</p> <p>今後も、住宅管理事務の効率化や市民サービスの向上に取り組むとともに、「パートナーシップ事業」の推進を図ることを期待します。</p>

**(2)役員・職員の状況(令和3年7月1日現在)**

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
<b>役員</b>	3	0	3	6	0	0
<b>職員</b>	74	0	13	5	0	4

**【備考】**

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解・理由

・今後の方向性

## 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30年度～令和3年度）」**に基づく、令和2年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価となるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となりましたが、評価シートに定めるPDCAサイクルを着実に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

### 1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等**を踏まえ、前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに**、平成30年度に**各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

# 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考)対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害福祉課	（公財）川崎市身体障害者協会
14		保健医療政策室	（公財）川崎市看護師養成確保事業団
15	子ども未来局	子ども支援部子ども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	緑政部みどりの企画管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団



## 2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁以降参照）。

・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	現行の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 <b>法人が指標を設定</b>	本市施策との <b>連携の観点から、法人と調整の上本市が指標を設定</b>
様式や指標の見直し	<b>様式・指標ともに複雑・多岐</b>	様式については、 <b>最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握できるように改定</b> 指標については、 <b>最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定</b> ただし、 <b>成果を示すことが難しいもの等はアウトプット指標を設定</b>
評価の客観性向上のための仕組づくり	<b>内部評価後、結果をホームページにおいて公表</b>	内部評価に <b>外部評価を加え、結果を議会に報告の上、ホームページにおいて公表</b>

## (参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

### ① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

#### ●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 $\geq$ 目標値
- b. 目標値 $>$  実績値 $\geq$ 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$  実績値 $\geq$ 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$  実績値

●現状値と目標値が同じ（現状値維持）であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、方針の参考資料（指標一覧）に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

#### ●目標値 $\times$ 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。

また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

#### ●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。

また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

#### ●0に抑えることを目標にしている場合（コンプライアンスに反する事案の発生件数等）

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

#### ●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 $\geq$ 実績値
- b. 現状値（個別設定値） $\geq$ 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

# 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

### ② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点÷指標の数)→		3.00		2.67		2.00		1.33		0.33	

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能  
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

# 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

### ③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともにゼロ以下(実績値がプラスであっても行政サービスコストを要さない場合を含む)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。  
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

# 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

### ④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択</li> <li>・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択</li> </ul> <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択</li> </ul>
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択</li> <li>・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。)</li> </ul> <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択</li> </ul>
III. 状況の変化により取組を中止	<p>取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)</p>

# 令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## 3 令和2年度 取組評価の総括

- ・本市施策推進に向けた事業取組は、24法人で65の取組（うち42の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約63%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約52%と、**全体としての成果は限定的であったと考えられ**、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約37%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約48%と、**方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組が多く散見**されるところです。
- ・同様に経営健全化に向けた取組においては、34の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約59%で「**D又はE**」となったものが約**41%**と**経営改善の状況が鈍化傾向**にあります。
- ・業務・組織に関する取組については、45の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約89%、「**D又はE**」となったものが約**11%**と概ね適正な状況を保持していますが、**Eとなったものには留意が必要**です。
- ・上記取組について、経年比較をすると、下表のとおり、全体的に評価が逡減傾向にあります。が、**その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものですが、そうした要因によらないものもあり、引き続き詳細の確認が必要**です。また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、**実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要**も生じてきています。

	取組数		本市による達成状況の評価	費用対効果の評価
本市施策推進に向けた事業取組 (うち費用対効果の評価を伴うもの)	65 (42)	R2	A 23% B 11% C 29% 計 63% D 23% E 14% 計 37%	(1) 10% (2) 43% 計 52% (3) 38% (4) 10% 計 48%
		R1	A 43% B 22% C 25% 計 89% D 11% E 0% 計 11%	(1) 25% (2) 55% 計 80% (3) 13% (4) 8% 計 20%
		H30	A 57% B 22% C 12% 計 91% D 8% E 2% 計 9%	(1) 39% (2) 49% 計 88% (3) 10% (4) 2% 計 12%
経営健全化に向けた取組	34	R2	A 32% B 6% C 21% 計 59% D 26% E 15% 計 41%	<本市の達成状況の評価区分> A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った
		R1	A 44% B 3% C 26% 計 74% D 26% E 0% 計 26%	
		H30	A 69% B 0% C 28% 計 97% D 3% E 0% 計 3%	
業務・組織に関する取組	45	R2	A 80% B 2% C 7% 計 89% D 7% E 4% 計 11%	<費用対効果の評価区分> (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である ※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり
		R1	A 96% B 0% C 2% 計 98% D 2% E 0% 計 2%	
		H30	A 91% B 2% C 2% 計 96% D 0% E 4% 計 4%	

#### 4 令和2年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅰ」となった約28%、35%、78%（何れも前年度より減）のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。
- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅱ」となった約68%、62%、18%（何れも前年度より増）のものについては、**その要因を分析し、新型コロナウイルスによる影響度合い等も踏まえて、出資法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていく**ことが求められます。
- ・ただし、R2の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会状況の変化や市の施策推進等に伴う大幅な事業を取り巻く状況の変更があったもの**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて指標及び目標値の変更を行うものとします。
- ・なお、今回の評価において、今後の取組の方向性が「Ⅲ」となったものは、令和2年度末で解散となった看護師養成確保事業団の各取組の終了によるものです。

	取組数	今後の取組の方向性	
		R2	R1
本市施策推進に向けた事業取組	65	R2	I ...約28%、II ...約68%、III ...約5%
		R1	I ...約60%、II ...約40%
		H30	I ...約72%、II ...約28%
経営健全化に向けた取組	34	R2	I ...約35%、II ...約62%、III ...約3%
		R1	I ...約50%、II ...約50%
		H30	I ...約67%、II ...約28%、III ...約6%
業務・組織に関する取組	45	R2	I ...約78%、II ...約18%、III ...約4%
		R1	I ...約98%、II ...約 2%
		H30	I ...約93%、II ...約 7%

<今後の取組の方向性区分>  
 I. 現状のまま取組を継続  
 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続  
 III. 状況の変化により取組を中止

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

令和 3 年 8 月 5 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和 2 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議  
結果について

令和 3 年度第 2 回及び第 3 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。



令和２年度 出資法人「経営改善及び連携・活用  
に関する取組評価」の審議結果

令和３年８月

川崎市行財政改革推進委員会

## 目 次

### 1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

### 2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用
- (2) コロナ禍にあっても実績が上がっている取組への対応
- (3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等
- (4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が遜減傾向にある取組への考え方
- (5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

### 3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

#### 【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

## 1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

### (1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等 24 法人について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の 3 年目の評価となるものであるため、評価全般に対し 3 年分の経年比較を行い、また、通年で新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となったことから、その影響把握をより詳しく行うとともに、個別の評価については、昨年度までに引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組や市の施策推進に伴う大幅な事業変更等により目標の変更を行うもののほか、今年度からの新たな視点として、コロナ禍にあっても実績が上がっているものなどを中心に審議を行った。

### (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 144 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

### (3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 144 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組

期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

## 2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の50%台から60%台となっており、全体としての成果は限定的であったと考えられ、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが、各々の30%台から40%台と、課題のある取組が多く散見された。

その一方で、「業務・組織に関する取組」については、市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが、90%弱、「D 又は E」となったものが、10%強となっており、概ね適正な状況を保持していると認められるものの、Eとなったものには留意が必要である。

上記取組について、3年分の経年比較をすると、全体的に評価が逡減傾向にあり、その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものの、そうした要因によらないものもあり引き続き詳細の確認が必要である。

また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要が生じてきている。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

### (1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用

＜本委員会の意見＞

本市施策推進に向けた事業取組において、オンラインやオンデマンド等新し

い技術への対応に期待する。また、コロナ禍にあって1年以上が経過する中、そうした取組が進んでいないものがあることに懸念があり、検討に留まらず計画等の中でオンライン化の実践につながるような枠組みの構築が必要である。一方、オンライン技術等の活用に対応しうる利用者側、主催者側のスキルアップも必要である。さらに、こうした取組は、コロナ禍の対応としてだけでなく次の経営のあり方に組み込んでいくという目線も必要と考える。

<市の見解>

本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用については、主催者側の技量や意識はもとより、利用者側のニーズや環境などによるところもあり、既に導入が進んでいるもの、これから導入を検討するものがあるのが実態である。導入が進んでいないものについては、令和2年度の取組評価の改善の方向性の具体的内容や令和3年度の計画の具体的な取組内容を掘り下げる中で、その理由も含め検証を行い、潜在的ニーズがあるにも関わらず、未実施のものについては、より主催者側の実践や利用者側のデジタルデバインドへの対応につながるような積極的アプローチを行っていく必要があると考える。

(2) コロナ禍にあって実績が上がっている取組への対応

<本委員会の意見>

コロナ禍にあってニーズが増大し継続が見込まれる事業に関しては、法人内で機動的に資源や人を投入できるかといった観点を探る必要がある。

また、コロナ禍にあって実績が上がっている取組は、受け手側のニーズがあり、提供側にも事業の効率化等のメリットがあるものなので、成功事例を見せるだけでなく、同種の業務を行う他分野の担当者を集めて、研修やサポートを行うこと等により、トータルコストの削減やサービスの向上につながるものと考ええる。

<市の見解>

法人内における機動的な資源の投入については、対象となる法人の事業の形態や財源等によるところがあり、指定管理事業等裁量が多く認められているものであれば、かなり柔軟な対応ができるが、市からの委託事業であると、対応できる範囲も限定的にならざるを得ず、資源を追加するためには、市との協議が必要となるものと考ええる。

コロナ禍にあっても実績が上がっている取組の他分野における同種の業務への普及については、令和2年度の取組評価終了後、令和3年度の取組の中間フォローを行う中で、各業務を所管する局及び法人からヒアリングを行う機会があるので、共有の仕方については工夫が必要であるが、好事例の展開を図る手法を考える。

### (3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等

<本委員会の意見>

経営健全化に向けた取組における経営改善の状況が平常時の数字でなくなっている取組については、その抜本的な枠組みの変更が取り上げられるような仕組みが必要である。

また、収入が減っているところについては、新しい自己収入の確保への取組の確認も必要である。さらに、団体による自己収入割合や収益バランス、財産状況などを踏まえたきめ細かい対応も必要と考える。

<市の見解>

新型コロナウイルスの影響だけをもって、抜本的な枠組みの変更が必要と結論づけることはできないものの、そうした社会状況も踏まえつつ、本市の関連する施策における法人の役割を改めて明確にしながら、次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定する中で、法人のあり方や事業の枠組みを見直していく機会があるものとする。

また、収入減に対する新しい自己収入の確保の取組については、検討しているところと、既存の収入確保に努めているところがあり、より効果が得られる方策を探っていくものとし、団体による自己収入割合や財産状況等に応じたきめ細かい対応については、引き続き、法人形態や事業の公益性なども考慮の上、適切に対応を図っていくものとする。

### (4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が逡減傾向にある取組への考え方

<本委員会の意見>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、発生させないための再発防止策の徹底が重要である。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組については、本制度上の構造的な理由があるものもあり、そうした要因を付記することや、その中にあ

っても毎年少しでも改善の余地がないかを追求することは意義があることと考える。

<市の見解>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、本委員会の意見のとおりであり、改めて、所管する局及び法人に徹底する。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組についても、その要因を明確に説明するとともに、そうした状況下においても毎年度少しでも実績の改善が図れるよう取り組むべきものとする。

(5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

<本委員会の意見>

法人の財務状況を受け、収支改善の対策等今後の取組の記載については、数値化や期限を入れる等、一層の客観化が必要とする。

特に、大きくマイナスとなっているところについては、単に改善していくと言って終わるのではなく、業態としての構造や市との関係等を見直すことを所管課には考えてもらう必要がある。

<市の見解>

法人の財務状況における今後の取組の客観化については、これまでも、記載内容の具体化に努めてきたところであるが、その数値化や期限設定等までは、検討の進捗度等から難しいところがあった。今後については、所管課及び法人に本趣旨を伝えることにより、検討の度合いを深め、記載内容の数値化や期限設定等の推進が図られるよう努めるものとする。

また、特に大きな赤字が出ているところについては、事業の転換や市との役割分担の見直し等も含め、所管課による踏み込んだ対応を促していく必要があるとする。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業及び指定管理事業について	施設の稼働率や主催事業の集客がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。しかし、コロナの収束	新型コロナウイルスの感染拡大は、オンラインイベントの活発化など、文化芸術活動の変容をもたらしてお

	<p>もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した事業運営が求められる。VR、ARなどの技術を活用した新しい事業を展開していくことが期待される。</p>	<p>り、文化財団の財団本部事業や指定管理事業においても、令和3年度は能楽堂やラゾーナ川崎プラザソル、ミュージアム川崎シンフォニーホール等において文化コンテンツの配信を行う予定であることから、改善（Action）の方向性の具体的内容にそうした事業企画と最新ICT技術についても研究していくことを追記した。</p> <p>また、財団本部事業の行政サービスコストの令和3年度目標値について、文化コンテンツの配信に伴う経費が計上されていないことが判明したため、数値の修正を併せて行った。</p>
<p>国際交流協会の民間交流団体及びボランティア活動支援事業並びに多文化共生推進事業について</p>	<p>コロナの影響でイベントや講座が集客減となる一方、ボランティアのコーディネート件数や外国人相談件数が大きく伸びている。</p> <p>今後もこうした影響が続くことが予想されるため、講座やイベントの開催方法の工夫（オンラインの活用など）も必要である一方、経営面に留意しながら、法人に</p>	<p>民間交流団体及びボランティア活動支援事業のうち、令和2年度のボランティアのコーディネート件数の増加の主な要因としては、学校等からの通訳翻訳による受託が増えたもので、コロナの影響によるものではないが、継続的なものでもないため、比重を高めるのではなく、今後も引き続きボ</p>



	<p>期待されるニーズに合わせて各事業の比重を変更していくことも必要ではないか。</p>	<p>ランティア養成研修を実施し、ニーズに応じたコーディネートを行うなど、活動支援を進めていくよう、改善(Action)の方向性の具体的内容を修正した。</p> <p>また、多文化共生推進事業については、オンラインによる講座の実施とともに、外国人相談件数が増加していることから、相談受付時間の拡充やオンライン相談の実施など、多文化共生総合相談ワンストップセンターとして機能を高めていくことを改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
<p>スポーツ協会のスポーツ振興事業及び指導者育成・派遣事業について</p>	<p>スポーツ振興事業、指導者育成・派遣事業がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。</p> <p>しかし、今後もこうした影響が続くことが予想されるため、従来と同様の事業の実施だけではなく、講座や指導の動画配信等、新しい事業の展開が期待される。</p> <p>そうした点から、オンラインマラソンを開催したことは評価できる。</p>	<p>今後もコロナの影響が予想されることから、スポーツ振興事業においては状況に応じてオンラインや動画配信等の工夫をしていく。</p> <p>指導者育成・派遣事業については、指導の有効性の観点から、活動場所での実技指導が望ましいと考えているため、動画配信は難しいものとするが、指導者研修会については、コロナの状況に応じてオンラインや</p>

		<p>動画配信の活用も検討していく。</p> <p>オンラインマラソンについては、今後も川崎国際多摩川マラソンが開催できない時の代替手段として想定していく。</p>
市民活動センターの市民活動推進事業について	<p>コロナの影響による施設利用の減少は仕方がない面があるが、講座・研修などは、オンデマンド、オンライン配信などの対応を進めてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターで例年開催している研修はパワーアップセミナー(全10回)となっている。その他状況に応じて、単年度の講座を開催している。</p> <p>今後については、市民活動推進事業の改善(Action)の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、オンデマンドでの配信については、対話を重視していることから、今後の検討課題とする。</p>
公害保健センターの検査・検診事業等について	<p>コロナの影響とは別に、被認定者数が今後減少していく見込みであることを踏まえると、長期的には法人の機能を追加し、被認定者以外の、また呼吸器疾患以外の疾病予防も含め、市民向け事業の拡大を図ることを</p>	<p>公害保健センターの設立目的として「被認定者に係る検査・検診、保健福祉、療養に係る資料の収集及び管理」が掲げられていることから、当面の間は、公害保健センターが検査・検診の中心を担っていく必要がある</p>

	<p>検討するか、あるいは他の組織との合併等、組織の存続自体を検討することなども必要になるのではないか。</p>	<p>と考えている。</p> <p>また、大気汚染等に係る健康被害の予防に寄与することもセンターの任務であるため、被認定者及び市民に対し、健康及び福祉の増進に係る活動を並行して実施し、利用者のニーズを把握するなどして可能な範囲で事業を拡充していくことを考えている。</p> <p>しかしながら、センターの運営費補助金については、公害健康被害補償事業基金を充てていることから、基金残高を注視するとともに、センターの設立主体が本市と横浜市であることから、最終的には横浜市との協議を行う必要があるため、今後も連携を図り、各事業や財務等、さらには社会情勢等も加味しながら、検討する。</p>
<p>母子寡婦福祉協議会の母子家庭等自立支援事業について</p>	<p>コロナの影響で就労相談件数も大きく増加している。講座受講者数も生活支援事業の講座受講者数の減少に比べてそれほど大きく減少している訳ではないので、</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大により就労相談件数は大幅に増加しており、今後もその収束が見通せないことから、安定した就労に向けた相談・講座等のニーズも</p>

	<p>自立支援事業のニーズが大きいと考えられ、コロナの収束が見通せず、こうしたニーズも続くと見込まれることから、少なくとも現状が大きく改善されない限りは、この事業の比重を高めることも検討しても良いのではないか。</p>	<p>高まると予想される。そのため、生活支援事業と自立支援事業の講座等の比重を見直すとともに、内容についても見直し、拡充を行いながら、より効果的な支援につなげていく旨を当該取組の改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
--	---	---

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の経営健全化に向けた取組について	<p>経営がコロナにより大きな影響を受け、収益悪化につながったことは理解できる。しかし、コロナの収束もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した財団経営が求められる。</p>	<p>今回、企画をした文化コンテンツの配信等の取組は事業収入の確保に資するものであることから、経営健全化に向けた各取組の改善(Action)の方向性の具体的内容にも、事業収入の確保に向けて取り組むことを追記した。</p>
市民活動センターの法人の自立化や経営の安定化の推進について	<p>法人の自立化や経営の安定化に向けて、講座・研修などは、オンライン配信などの対応を進め、自主財源の確保にもつなげてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターにおける有料の研修はパワーアップセミナーのみとなっている。その他状況に応じて、開催している講座は、市民活動支援の観点から無料で実施している。</p>

		<p>今後については、法人の自立化や経営の安定化の推進の改善（Action）の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、自主財源の確保につなげていくためには、講座の有料化等、事業全体のあり方の検討が必要となるので、今後の検討課題とする。</p>
<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業について</p>	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業については、抜本的な見直しも必要と思われる。</p>	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち、特に斎苑売店事業については、葬儀のスタイルが大きく変化したことにより新型コロナウイルス感染症の収束後も売上を回復させることは困難であると考えられるため、指定管理の更新時期も踏まえつつ、関係各局とも協議しながら業務形態の見直しなど、長期的な収益の確保策について、事業のあり方を検討していく旨を当該取組の改善（Action）の方向性の具体的内容に追記した。</p>

母子寡婦福祉協議会の収益事業について	母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち斎苑売店事業については、指定管理によるものということで、その更新時期はいつになるのか。 また、今後の見通しが見えているのであれば、見直せるものは見直してもよいのではないか。	斎苑自体の指定管理期間は、令和2年度から令和6年度までとなっており、更新時期は、令和6年度となる。 売店事業の業務形態については、指定管理の協定書上、定められたものであり、どのような手法をとることが市及び斎苑並びに売店事業者に有益であるかを指定管理の更新時期などを捉えて検討する必要がある。
--------------------	--	--

(3) 業務・組織に関する取組<sup>\*</sup>についての意見とそれに対する市の見解

※法人情報シートの役員・職員の状況に関するものを含む。

項目	意見	市の見解
スポーツ協会の役員に占める本市職員及び退職職員の割合に対する考え方について	法人の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、法人のガバナンスを効かせる上で必要な基準である。一方で、経営上、的確な人材登用の視点も必要であることから、その基準を一時的に超過してしまった時に、説明責任を果たすことにより、柔軟な運用が許容される場面もあると考える。	役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、民間の経営ノウハウを持った人材を積極的に活用して自立的な経営を促進するためのものであるが、その一方で役員の選任にあたっては、職務権限や責任に相応しい人材を「官」「民」を問わず広く求めることとし、経営ノウハウや事業実施に係る専門的知識を含めて能

		力・知見を有する人材の積極的な活用に努めるものでもあるため、原則として基準を守るよう努めながらも、超過する場合にはその理由等を公表することで運用するものとする。
みぞのくち新都市の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の改善見通しについて	現状、役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過している状況については、中長期的な視点で体制の整備を図っていくとのことであるが、その改善見通しをより具体的に示す必要がある。	現状の3分の1を超過している状況については、まちづくり公社が指名する者が本市退職職員であることによるものであり、業務の知識や経験、責任等から、別の人材を確保することが、人材育成の必要等も考慮すると、短期的には困難であることによる。 したがって、直ちに、より明確な改善見通しを示すことは困難であるが、市としても、関係者間による協議を継続的に行うことにより、改善見通しを明確化していくように努めるものとする。

## 【参考資料】

### (1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 副学長・法学部地域創生学科長・ 地域創生実践研究所長・法学部教授
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学 法学部長 東京都立大学大学院 法学政治学研究科長
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 専任講師
黒石 匡昭	EY 新日本有限責任監査法人パートナー／公認会計士
藤田 由紀子	学習院大学法学部政治学科 教授

### (2) 審議経過

- ・ 第2回委員会

令和3年7月16日(金) WEB会議にて開催

- ・ 第3回委員会

令和3年7月29日(木) WEB会議にて開催